鳥取県告示第204号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月5日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は	指定に係る事業所の	指定に係る事業所の	廃止の届出を受理	サービスの種類
氏名	名称	所在地	した年月日	リーころの種類
社会福祉法人米子	社会福祉法人米子市	米子市淀江町淀江	平成23年3月23日	訪問看護
市社会福祉協議会	社会福祉協議会よど	1110 — 1		
	え訪問看護ステーシ			
	ョンいずみ			